
AMT/NEWSLETTER

China Legal Update

2026 年 8 月 27 日

出入国管理に関する規定

弁護士 射手矢 好雄/ 弁護士 森脇 章/ 弁護士 中川 裕茂

弁護士 若林 耕/ 中国弁護士 屠 錦寧/ 弁護士 尾関 麻帆

弁護士 横井 傑/ 弁護士 唐沢 晃平

Contents

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

II. 中国法令アップデート

- ・出入国管理に関する規定 ←今号の注目法令
- ・小規模個人情報取扱者における個人情報保護の簡素化措置に関する規定 ←今号の注目法令
- ・インターネット情報サービス管理弁法(改正草案意見募集稿)
- ・電子商取引法(改正草案意見募集稿)
- ・反ネット暴力法(意見募集稿)

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただきます。

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第 46 回(中国メインランド)

日時:2026 年 5 月 21 日(木)

「中国広告規制の最新動向と実務対応 ～インターネット広告・ステマ規制と KOL マーケティングの留意点～」

講師:パートナー弁護士 若林 耕

第 47 回(中国メインランド)

日時:2026 年 6 月 18 日(木)

「中国への様々な営業秘密の漏洩事案の紹介と分析 ～経済安全保障的視点と企業目線～」

講師:パートナー弁護士 中川 裕茂

第 48 回(台湾)

日時:2026 年 7 月 16 日(木)

「中国の最近の処罰事例から学ぶ中国当局の考え方―‘内卷’時代のコンプライアンス最前線」

講師:パートナー、台湾弁護士 呉 曉青

II. 中国法令アップデート(主に 2026 年 7 月 1 日～7 月 31 日の法令を対象)

最新中国法令の解説

今号の注目法令のうち 1 本目は、「出入国管理に関する規定」である。同規定は、2013 年施行の「出入国管理法」等に基づく現行制度を補充・具体化し、中国国民の出国管理、外国人の入国管理等を整備するものである。特に、輸出管理・技術輸出入管理等に関する法令違反と個人の出国制限措置との関係が明確化されており、日系企業にとっても留意が必要である。

注目法令のうち 2 本目は、「小規模個人情報取扱者における個人情報保護の簡素化措置に関する規定」である。個人情報を取り扱う自然人の数が 10 万人未満の小規模個人情報取扱者について、個人情報保護に関する義務の履行方法を簡素化するものである。個人情報保護影響評価やコンプライアンス監査等についても簡素化措置が設けられており、一定の日系企業において実務上の負担軽減が期待される。

弊事務所では、「出入国管理に関する規定」及び「小規模個人情報取扱者における個人情報保護の簡素化措置に関する規定」の全訳を作成しているので、ご入り用の方は[ニュースレターアドレス](#)までご連絡ください。

執筆担当: 日本弁護士 若林 耕

公布済み法令

<憲法・行政法>

出入国管理に関する規定

〔ポイント〕 本規定は、2013 年に施行された「出入国管理法」等を基礎とする現行の出入国管理制度を補充・具体化する行政法規である。近年の国際的な安全保障環境の変化、海外における安全リスクの増大、国家の産業安全・技術安全に関する法制度の整備、出入国仲介サービスをめぐる問題等を背景として、中国国民の出国管理、外国人の入国管理及び出入国仲介サービスの管理等について新たな規定を設けている。

本規定による主な制度の補充・具体化の内容は、以下のとおりである。

1. 外国人の入国管理のさらなる規範化

また、外国人に対する入国制限事由についても具体化・補充が行われた。例えば、外国人が中国査証(ビザ)の申請又は入国審査に際して虚偽の資料を提出し、又は虚偽の陳述を行った場合のほか、国境管理を妨害する犯罪により刑事処罰を受けた場合や、出入国証書の不正取得又は不法出入国により行政処分を受けた場合について、一定の要件の下で査証の不発給又は入国不許可等の措置を講じることができる旨が定められた。

さらに、反制裁措置等との連携が強化された。すなわち、反制裁リスト(反制清單)、信頼できないエンティティリスト(不可靠实体清單)、悪意あるエンティティリスト(恶意实体清單)に掲載された外国人、又は各種反制裁若しくは制限措置の対象となった外国人については、出入国証書の不発給又は入国不許可等の措置が講じられることが明確に規定された。

2. 中国国民の出国管理のさらなる強化

また、本規定は、中国国民の海外渡航に関する安全リスク防止制度を整備し、関係当局が国外の戦争、武力紛争、治安、自然災害、感染症等の状況に応じて安全情報を公表するとともに、特に安全リスクの高い国・地域への渡航について、移民管理機関が注意喚起を行い、必要に応じて渡航を思いとどまるよう勧告することができる旨を定めている。

また、出国制限に関する制度も補充・具体化された。出入国証書の不正取得又は不法出入国により行政拘留処分を受けた者について、一定期間出国を認めない措置を講じることができる旨が定められたほか、海外における違法犯罪活動により国家の安全・利益を害した場合や、輸出管理、技術輸出入管理等に関する法令違反により国家の産業安全・技術安全を害する場合等について、関係法令に基づき出国制限措置を講じることができる旨が明確化さ

れた。特に、輸出管理や技術輸出入管理に関する法令違反と個人の出国制限措置との関係が明確化された点は、中国子会社から日本本社への技術・ノウハウの移転等を行う日系企業にとっても留意すべき点である。

3. 出入国仲介サービス機関に対する管理制度の整備

本規定は、出入国政策に関する相談、証書の代理申請、各種手続の代行等を行う出入国仲介サービスについて、新たに届出制度を導入するとともに、業務実施体制やサービス提供行為に関する規制を整備した。具体的には、仲介機関に対し、所在地の移民管理機関への届出を義務付けるとともに、必要な人員、営業場所、資金等の確保を求めている。また、国外の企業・機関が中国国内で直接出入国仲介サービスを提供することを禁止している。さらに、虚偽・誇大な宣伝や、虚偽資料の提供又はその支援等の行為を禁止している。

[原文] 关于出境入境管理的规定 (国务院令 第 841 号)

[公布／公表機関] 国务院(国务院)

2026 年 7 月 22 日公布、2026 年 9 月 15 日施行

執筆担当: 北京オフィス顧問 李 彬

小規模個人情報取扱者における個人情報保護の簡素化措置に関する規定

[ポイント] 本規定は、小規模個人情報取扱者が個人情報保護に関する法令上の義務を履行するための簡便措置を定めるものである。これらの簡素化措置は、飲食店や美容室等日常生活のサービスを行う店舗、インターネットプラットフォーム内の出店者等、処理する個人情報の種類や処理場面が限定的である者にとって特にメリットがあると考えられる。一方、BtoB 事業を中心とする企業については、本規定による簡素化措置を活用できる場面は比較的限定されると考えられるものの、個人情報保護影響評価やコンプライアンス監査等については、一定の負担軽減が期待される。なお、本規定の意見募集稿については、[China Legal Update 第 545 号](#)を参照されたい。

1. 小規模個人情報取扱者の定義

小規模個人情報取扱者とは、個人情報を取り扱う自然人の数が 10 万人未満の個人情報取扱者をいう。機微な個人情報を取り扱う場合も、その人数を含めた総数が 10 万人未満であれば、原則として本規定の適用対象となる(2 条)。

2. 個人情報取扱規則(プライバシーポリシーのこと。以下同様。)に含めるべき内容の限定

個人情報の処理に先立ち個人に告知すべき事項について、個人情報保護法 17 条と比較して簡素化されており、以下の項目のみを含めれば足りる(4 条 1 項)。

- 小規模個人情報取扱者の名称又は氏名
- 個人による権利行使の受付担当者及びその連絡先
- 個人情報の処理目的、処理方法、処理する個人情報の種類、保存期間等

3. プラットフォーム内事業者に対する個人情報取扱規則の策定・告知義務の簡素化(8 条)

- インターネットプラットフォームを通じてのみ個人情報を処理し、かつ当該プラットフォーム外の他の個人情報取扱者に提供しないこと
- 当該インターネットプラットフォームが小規模個人情報取扱者の個人情報取扱活動を対象として、対応する個人情報取扱規則を制定及び公表しており、かつ、小規模個人情報取扱者との間でそれぞれの権利義務を取り決めていること。
- 当該小規模個人情報取扱者が、当該インターネットプラットフォームが策定した個人情報取扱規則を遵守することを表明し、かつ個人情報の処理が製品又はサービスの提供に不可欠であること。

4. 告知義務の簡素化

個人情報保護法は、個人の同意に基づいて個人情報を処理する場合、個人に対して十分な情報を告知した上で個人から自発的かつ明確に同意を表明したものであることを求めている。本規定では、以下の条件を満たす場合、小規模個人情報取扱者は、個人に対して個別に個人情報取扱規則を告知する必要はなく、閲覧、保存が容易な個人情報取扱規則を公開すれば足りるとされる。

(1)製品又はサービスの提供に不可欠な範囲で個人情報(機微な個人情報を除く)を取り扱い、かつ(2)他の個人情報取扱者への提供や外部への公開を行わず、かつ個人情報取扱規則において明示している場合(6 条)。

機微な個人情報の処理については、その必要性及び個人の権益への影響を一般的な個人情報取扱規則において告知することが認められている。ただし、実際の処理に当たっては、個人情報保護法に従い、個人の個別の同意を取得する必要がある(7条)。

5. データ越境移転

小規模個人情報取扱者による個人情報の越境移転については、既存の法令に基づく規制が基本的に維持されており、契約の締結・履行に必要な場合や、越境移転する個人情報が一定の数量基準を下回る場合等には、データ越境安全評価、標準契約の締結等が免除される。もっとも、データ越境安全評価の申告が必要となる場合には、所在地の省級サイバーセキュリティ部門による評価及び国家サイバーセキュリティ部門による承認という簡素化された手続が適用される。

6. 個人情報保護影響評価及びコンプライアンス監査の簡素化

定期的なコンプライアンス監査の実施義務(54条)について、小規模個人情報取扱者は、本規定の別紙1に定める自己点検表に基づき、5年に1回監査を実施すれば足りるとされる(13条)。また、個人情報保護影響評価(55条)についても、小規模個人情報取扱者は、本規定の別紙2に定める評価表に基づき実施すれば足りるとされる(14条)。

[原文] 小型个人信息处理者个人信息保护简化措施规定 (国家互联网信息办公室 公安部令第25号)

[公布/公表機関] 国家インターネット情報弁公室、公安部 (国家互联网信息办公室、公安部)

2026年7月22日公布、2026年9月1日施行

執筆担当:中国弁護士 胡絢静

草案・意見募集稿等

インターネット情報サービス管理弁法(改正草案意見募集稿)

[ポイント] インターネット情報サービス管理弁法は、中国におけるインターネット情報サービスに関する基本的な法令の一つであり、営業性インターネット情報サービスに対するICP許可(ICP経営許可)や、非営業性インターネット情報サービスに対するICP届出(ICP備案)等の基本的な管理制度を定めている。今回の改正草案においても、この基本的な枠組み自体は維持されている。一方、現行弁法の制定・改正後に整備されたサイバーセキュリティ、データ・個人情報保護、プラットフォーム、AI等に関する規制を踏まえ、インターネット情報サービス提供者のサービス運営段階における義務を幅広く規定している点が注目される。

1. プラットフォーム情報サービス提供者に対する規制の整備

今回の改正において特に注目すべき点は、プラットフォーム情報サービス提供者の責任が強化されたことである。改正草案では、プラットフォーム情報サービス提供者に対し、コンテンツ管理、アカウント管理、違法情報への対応、利用者ルールの整備などを義務付けている。また、改正草案では、プラットフォーム情報サービス提供者について、利用者管理、情報管理、プラットフォーム規則の整備、違法情報への対応等に関する義務が定められている。

2. アカウント管理に関する規制の整備

改正草案では、利用者の本人確認、アカウント情報の管理、違法行為を行ったアカウントに対する措置等が規定されている。これらについては既存の関連規定においても規制されているが、今回の改正草案において、インターネット情報サービスに関する基本的な管理制度の一部として改めて位置付けられている。

3. AI関連サービスに関する規制の反映

改正草案では、生成AI等の新技術を利用したインターネット情報サービスについて、安全管理やリスク防止等に関する義務が盛り込まれている。中国では既に生成AIやアルゴリズム等に関する個別規制が整備されているが、今回の改正草案は、こうした近年のAI規制の進展をインターネット情報サービスに関する基本的な管理制度にも反映するものといえる。

4. ネット暴力への対応

改正草案では、ネット暴力に関する情報について、リスクの発見、情報拡散の防止、利用者保護等の対応を求めている。ネット暴力については既に個別規定が制定されており、今回の改正草案は、こうした既存の規制をインターネット情報サービスの管理制度にも反映するものといえる。

本改正草案は、従来の ICP 許可・届出を中心とする基本的な管理制度を維持しつつ、その後整備されたプラットフォーム、アカウント、AI、ネット暴力等に関する規制を取り込み、インターネット情報サービス提供者のサービス運営段階における義務を体系的に整備する内容となっている。中国でインターネットサービスやデジタルプラットフォームを展開する企業にとっては、既存の個別規制への対応状況を改めて確認することが重要である。

〔原文〕 互联网信息服务管理办法（修订草案征求意见稿）

〔公布／公表機関〕 国家インターネット情報弁公室(国家互联网信息办公室)

(意見募集期間:2026 年 7 月 3 日～2026 年 8 月 2 日)

執筆担当:北京オフィス顧問 李 加弟

電子商取引法(改正草案意見募集稿)

〔ポイント〕 国家市場監督管理総局及び商務部は、2026 年 7 月 4 日、「電子商取引法(改正草案意見募集稿)」(以下「本草案」という。)を公表し、同年 8 月 4 日を締切として意見募集を開始した。電子商取引法(以下「現行法」という。)は、2019 年に施行された中国の電子商取引を規律する基礎的な法律であり、アリババや京東等の EC モールを運営するプラットフォーム事業者、そこに店出するプラットフォーム内事業者、自社サイトで販売する事業者及び消費者の権利義務を定めている。

同法の施行後、プラットフォーム事業者による出店者への不当な取扱い、新たな就業形態の労働者の保護、さらには近年の国際的な貿易摩擦への対応といった課題が顕在化しており、本草案はこれらに対応するための初の本格的な改正案である。本草案の多くはプラットフォーム事業者の義務を定めるものであるが、後述の域外適用及び反制裁措置に係る規定等は、中国の EC モールに出店する日本企業や越境 EC 事業者にも影響し得るため、注意が必要である。本草案における主な変更点は、以下のとおりである。

1. 適用範囲の拡大と域外適用

現行法は中国本土内の電子商取引活動を対象としていたが、本草案は、中国本土外で行われた電子商取引活動であっても、中国本土内の市場秩序を乱し、又は本土内の事業者若しくは消費者等の合法的権益を害する場合には、本法を適用するとの規定を新設した。そのため、日本から中国の消費者に向けて販売を行う越境 EC についても、本法の規制が及び得ると考えられる。

2. 過料の大幅な引上げ(比例罰の導入)

現行法の定額の過料(例えば本人確認・登記義務等に違反した場合は 2 万元～50 万元の過料)に加え、違反の情状が特に重く、影響が特に悪質で、又は特に重大な結果を招いた場合には、前年度売上高の 5%以下という比例罰を科し得るものとされた。また、関連業務の一時停止やユーザー登録の一時停止等、事業の継続に直結する処罰も新設されており、コンプライアンス上のリスクは従来よりも高まったといえる。

3. プラットフォーム事業者の責任強化

プラットフォーム事業者に対し、労働者等の合法的権益の保障が新たに義務付けられた。また、本草案上の義務を他の事業者に委託して履行させた場合であっても、これにより出店者や消費者に損害が生じたときは、委託先と連帯して責任を負うものとされた。物流や決済等を外部に委託するプラットフォームにとって、委託先に対する管理責任が一層重くなるといえる。

4. 反制裁措置の導入

差別的な措置を講じた国又は地域に対して対抗措置を講じることができる旨が規定されたほか、外国企業が国際ルールに反して中国の国民又は企業の合法的権益を害した場合には、当該企業を「信頼できないエンティティリスト」に掲載し得るものとされた。地政学的な緊張が高まる中、日本企業においても、自社の取引がこうした対抗措置の対象とならないか留意する必要がある。

本草案は、あくまで意見募集段階のものであり、今後の審議を経て内容が変更される可能性がある。もっとも、上述の改正の方向性は、中国のプラットフォームに対する監督管理の強化及び対外的な措置の整備という近年の政策動向に沿うものである。特に中国本土内で EC モールに出店し、又は越境 EC を行う日本企業においては、今後の立法動向を引き続き注視されたい。

〔原文〕 电子商务法（修正草案征求意见稿）

〔公布／公表機関〕 国家市場監督管理總局、商務部(国家市场监督管理总局、商务部)

(意見募集期間:2026 年 7 月 4 日～2026 年 8 月 4 日)

執筆担当:日本弁護士 伊藤 誠悟

反ネット暴力法(意見募集稿)

〔ポイント〕 10 億人超のインターネットの利用者を擁する中国では、ネット暴力行為が社会問題化しつつあり、ネット環境の改善が急務となっている。近年では、2023 年最高人民法院、最高人民検察院、公安部法発〔2023〕14 号「ネットワーク暴力違法犯罪の法的懲罰に関する指導意見」([China Legal Update 2023 年 10 月 27 日\(第 515 号\)](#))を参照されたい。)、2024 年国家インターネット情報弁公室、公安部、文化観光部及び国家ラジオテレビ總局令第 17 号「ネットワーク暴力情報に関する管理規定」([China Legal Update 2024 年 7 月 26 日\(第 524 号\)](#))を参照されたい。)など、複数の公的機関から施策が打ち出されたが、その効果は限定的である。「反ネット暴力法(意見募集稿)」(以下「本法案」)は、ネット暴力に特化する基本法として、違法行為に対する抑止力の向上を目指すものと考えられる。本法案の概要は以下のとおりである。

1. ネット暴力の定義

本法案でいうネット暴力とは、「ネットワークを通じて、個人又は組織に対し、名誉権、栄誉権、プライバシー権、肖像権、個人情報その他の合法的権益を侵害する、次の各号に掲げる行為を、集中的又は継続的に行うこと」と定義されている(2 条)。

- (1) 侮辱・罵倒、デマ・中傷、憎悪の扇動、対立の煽動、威迫・強要、差別・偏見等の内容を含む情報(以下「ネット暴力情報」という。)を集中的に発信する行為
- (2) 他人の個人情報を違法に集中的に発信する行為
- (3) ネット上で脅迫、嫌がらせ等を継続して行う行為
- (4) 合法的権益を侵害するその他のネット暴力行為

個人に対する侮辱や脅迫等に加え、会社等に対する誹謗中傷等の行為も定義に含まれている。

2. 域外適用

本法案は、中国本土内の違法行為に主眼を置きつつ、本土外の組織又は個人によるネット暴力にも適用する(3 条)。域外の主体に対する処罰内容は明確化されていないが、国境を越えた違法行為を追及する中国当局の基本姿勢が伺える。

3. ネットワークサービス提供者の法的責任

ネットワークサービス提供者に対して、ユーザー登録、アカウント管理、個人情報保護、内容審査、クレーム対応等の制度の構築及び健全化(11 条)のほか、ネット暴力情報の拡散防止(16 条)、証拠収集(17 条)、デマの訂正(19 条)等の対応義務も設定する。また、ネット暴力活動の存在を知りながら速やかに対応措置を実施しなかった場合は行為者と連帯責任を負う(54 条)等、ネットワークサービス提供者の法的責任を明記し、対応を促す。

4. ネット暴力の行為者及び幫助者の法的責任

ネット暴力行為(31 条)のほかに、ネット暴力に対する技術支援、資金決済、個人情報等の提供、SIM カード・ユーザーアカウントの提供等の幫助行為も禁止対象とする(32 条)。行為者及び幫助者には刑事責任及び行政責任を問うほか、精神損害賠償を含む民事責任も発生する旨指摘する(57 条)。

〔原文〕 [反网络暴力法（征求意见稿）](#)

〔公布／公表機関〕 国家インターネット情報弁公室（国家互联网信息办公室）

(意見募集期間:2026 年 7 月 29 日～2026 年 8 月 28 日)

執筆担当:中国弁護士 朱 迪

※＜上記以外の今月のその他の重要な新法令＞

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

- 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。

弁護士 射手矢 好雄	yoshio.iteya[at]amt-law.com
弁護士 森脇 章	akira.moriwaki[at]amt-law.com
弁護士 中川 裕茂	hiroshige.nakagawa[at]amt-law.com
弁護士 若林 耕	ko.wakabayashi[at]amt-law.com
中国弁護士 屠 錦寧	tu.jinning[at]amt-law.com
弁護士 尾関 麻帆	maho.ozeki[at]amt-law.com
弁護士 横井 傑	suguru.yokoi[at]amt-law.com
弁護士 唐沢 晃平	kohei.karasawa[at]amt-law.com

※メールを送信する際には、[at]を@に変更してお送りください。

- ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
- ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。